

◎新潟県告示第1361号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年12月24日

新潟県新発田地域振興局長

1 退任

監事 新発田市中野17番地2 嶋津 登美雄

退任年月日 令和6年12月9日